

各都道府県水道行政担当部（局）長 殿
各厚生労働大臣認可水道事業者 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局水道課長
（ 公 印 省 略 ）

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行について

令和元年 6 月 14 日に成立した成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第 37 号。以下「成年被後見人改正法」という。）において、成年被後見人等を資格・職種・業務等から一律に排除する規定（欠格条項）が、心身の故障等の状況を個別的、実質的に審査し、各制度ごとに必要な能力の有無を判断する規定（以下「個別審査規定」という。）に改正されることとなった。

成年被後見人改正法の施行に伴い、同法により改正された法律において規定された個別審査規定において、厚生労働省令で定めることとされた「心身の故障により業務を適正に行うことができない者」を定める等、個別的、実質的な審査を行うよう所要の規定の整備を行うため、今般、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令が令和元年 9 月 13 日に公布され、同年 9 月 14 日に施行されることとなった。

ついては、下記について御了知の上、都道府県におかれては都道府県知事認可の水道事業者に対しこれを周知するとともに、その施行に遺漏なきよう期されたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

第 1 改正の趣旨

成年被後見人改正法の施行に伴い、水道法（昭和 32 年法律第 177 号）第 25 条の 3 に定める指定給水装置工事事業者の指定基準に関して、精神の機能の障害により給水装置工事事業者の事業を適正に行うに当たり、必要な認知、判断及び意思疎通の有無を個別的、実質的な審査を行うよう所要の規定の整備を行うもの。

第 2 改正の概要

成年被後見人改正法による改正後の水道法第 25 条の 3 第 1 項第 3 号イの厚生労働省令で定める者として、水道法施行規則（昭和 32 年厚生省令第 45 号）第 20 条の 2 において「精神の機能の障害により給水装置工事事業者の事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者」と新たに規定したこと。

第 3 留意事項

指定給水装置工事事業者については申請時において欠格事由に該当しないことを宣誓するとともに、5 年ごとの更新の都度、定期的に事業の実施状況を確認するため、届出時において、精神の機能障害に関する判断について医師の診断書を求める必要性はない。